

デジタル社会構想会議の開催について

令和3年9月7日デジタル大臣決定

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月25日一部改正

- 1 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の趣旨を踏まえ、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、同法に基づく重点計画等について調査審議を行うため、デジタル社会構想会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、次のとおりとする。
 

座長	村井 純	慶應義塾大学 教授
構成員	池田 宜永	都城市長
	伊藤 穰一	株式会社デジタルガレージ 共同創業者・取締役
	太田 直樹	株式会社 New Stories 代表取締役
	川邊 健太郎	<u>Zホールディングス株式会社 代表取締役会長</u> <u>一般社団法人日本 IT 団体連盟会長</u>
	國領 二郎	慶應義塾大学 教授
	越塚 登	東京大学大学院 教授
	夏野 剛	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授
	野田 由美子	ヴェオリア・ジャパン株式会社 代表取締役会長
	三木谷 浩史	楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長/ 一般社団法人新経済連盟 代表理事
	村岡 嗣政	山口県知事/全国知事会デジタル社会推進本部 本部長
	若宮 正子	特定非営利活動法人ブロードバンドスクール協会 理事
- 3 座長は、必要に応じ、関係行政機関の長又は職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 4 会議の庶務は、デジタル庁において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項

は、座長が定める。